

一般廃棄物処理基本計画（案）に関する意見募集の結果について

○パブリックコメントの実施状況

- ・実施時期：令和3年1月15日（金）～令和3年2月15日（月）
- ・提出者数：2名
- ・意見数：8件
- ・提出方法：電子メール2通

○提出された意見の内容及び市の考え方

一般廃棄物処理基本計画（案）パブリックコメント			
番号	意見の概要（要約）	市の考え方・対応	修正の有無
1	<p>ごみ処理の現状(P15)表2-1-8から、家庭系ごみは一人一日当たりでは減っておらず、事業系も増加傾向である。市として何らかの削減策はあったのか。H25に目標を達成したため、目標を変更したが、その後は排出量が減らなかったために最終的に目標未達になっている。市としては削減のための施策を考えて推進することがより重要である。有効と思われる施策を考えていただきたい。</p> <p>P17、表2-1-9のビン・カレットの量が令和元年に急に1桁少なくなっているが(金額から見て)記載ミスでは？</p>	<p>家庭系ごみの1人1日あたり排出量は、平成27年度より、ほぼ横ばいとなっています。市としましては、ホームページや広報紙、イベントなどで、3Rやごみの分別についての啓発活動を行っています。また、最近は外国人居住者が増えており、分別されずに出されるごみが多いなどの苦情も寄せられているため、「ごみの出し方便利帳」及び「ごみ分別アプリ(さんあ〜る)」を多言語化し、外国人居住者にもごみの分別を理解してもらうよう取り組みを行っています。今後もリデュース、リユース、リサイクルの意識醸成を図るために取り組みを推進してまいります。</p> <p>また、家庭系ごみの有料制についてもごみ削減には有効な施策であると考えていますので、今後、検討してまいります。</p> <p>表2-1-9のビン・カレットの量ですが、令和元年度は、カレット(ビン)の売り払いがなくなり、自治会還元の対象が【リターナブルビン】のみとなったことにより大幅な減となっています。</p>	無
2	<p>燃やすごみの組成(P24)表2-1-20で、燃やすごみの組成が変化していない。組成の調査は年にどの程度行われているか。乾ベース組成で紙・布類が50%以上になっていて、雑紙類が一定量あるものと思われる。沼津市で雑紙として資源ごみに出せるものは限られている。ほかの市町では処理業者を選定して、ほとんどの紙ごみ(感熱紙やカーボン紙、コーティングされた紙、写</p>	<p>清掃プラントでは、燃やすごみの排出傾向の把握と、焼却炉の維持管理のため、毎月燃やすごみの組成分析を実施しています。</p> <p>雑がみについては、ごみの出し方便利帳に「雑がみ」判別表を設けて、資源として回収可能な雑がみを、資源として分別排出していただくようお願いしています。</p> <p>雑がみの種類の増加については、処理業者との調整となりますので、今後、検討してまいります。</p>	無

番号	意見の概要（要約）	市の考え方・対応	修正の有無
2 (続き)	真等、またアルバムやファイルごとの排出も可)を回収・処理している。紙ごみは見分けがつきにくくて分別が難しい場合があるので、ごみ減量化とともに分別の簡単化のためにもぜひ改善していただきたい。		
3	埋め立てごみ処分量(P23)表2-1-18で処分場埋め立て量①以外の「搬入」、「除去」とはどのように処理したのか。H30年から直接埋め立て量が半減しているのはなぜか。また同じ年から覆土用土砂がなくなっているのはなぜか。最終処分場の延命は大切であるが、これらによってどの程度使用期間が延びたのか。そして次の処分場の見通しはあるのか。	<p>表2-1-18の「搬入」は、埋立ごみ①類として収集し、埋立ごみ再処理施設に搬入した量です。「除去」については、埋立ごみ再処理施設において、搬入された埋立ごみ①類を破碎、再分別し、燃やすごみや資源に該当するものを取り除いた量です。除去したごみは、焼却処理または資源化を行っています。</p> <p>埋立ごみの最終処分については、処分場の延命化を図るため外部委託していますが、発生見込量を上回る埋立ごみが生じた場合など、外部委託できないごみは直接埋立を行います。平成30年度から直接埋立量が半減したのは、埋立ごみの再処理後に生じた最終処分の必要なごみが、発生見込量の範囲内であったことによるものです。</p> <p>また、覆土用土砂搬入量が平成30年度以降0(ゼロ)となっていることについては、項目、量ともに誤りがありました。項目を「覆土量」に改めるとともに、平成30年度の覆土量を53t、令和元年度の覆土量を53tに修正し、これに伴い、総埋立量の平成30年度を134t、令和元年度を177tに修正いたします。</p> <p>最終処分場の使用については、現段階では令和10年度までは可能と考えております。市としましては、今後も継続的・安定的なごみの最終処分を行っていくためには、新たな処分場が必要であると考えております。次の処分場の見通しについては候補地の検討を実施していますが、現在のところその選定には至っていません。</p>	有
4	ごみ処理の現状と課題(P32、P43)家庭系ごみについては法的に強制することは難しく、市民に意識付けするしかないので、自治会ごとに集会で話すなど、機会を多くする必要があります。有	<p>現在は、自治会等を通じて市が開催するごみ出張講座や分別の説明会を開催していますが、今後、環境市民団体の環境講座を活用することも検討してまいります。</p> <p>ごみの発生抑制・資源化のみならず、地球</p>	無

番号	意見の概要（要約）	市の考え方・対応	修正の有無
4 (続き)	<p>料化により意識付けすることもあるが、逆に費用さえ払えばすむと思う人もいると思う。以前ごみ処理などの委員会で、市から、ごみ大学の修了生を講師として活用するとの話があったが、講師を多くしていろいろな機会でも話してもらうのがよいと思う。市が小学校で行っているアースキッズ事業のごみ分別の講師も市の職員でなく、市民講師にしてもらえばよいと思う。市の出前講座だけでなく、環境市民団体が放課後児童クラブで環境講座としてごみ問題を扱ってきた。こうした機会をもっと活用していただきたい。</p> <p>家庭の排出ごみの問題だけでなく、温暖化防止や海洋プラごみ、ごみのポイ捨てなどの課題も合わせて、環境教育を進めていただきたい。そのためにも市と一緒に、地域エコリーダーに各地域で環境教室の機会を作ってもらうようにしていただきたい。</p>	<p>温暖化の防止やプラスチックによる海洋汚染対策など、多くの課題に対する環境教育は必要不可欠であると考えております。</p> <p>今後はご意見を参考に、様々な場面において市民の講師への登用による環境教育等の機会を創出するなど、市民の環境保全意識の醸成につながるような効果的な方法について検討してまいります。</p>	
5	<p>ごみ処理の現状と課題(P32、P44) 収集運搬について、今後、高齢者のごみ出し負担の軽減を図る必要がでてくると思われる。調査によれば、ステーション収集のみを行っている自治体は56%、高齢者ごみ出し支援等のために一部地域・世帯で戸別収集をしつつステーション収集を行っているのは35%、そして戸別収集が8%となっている。他市では、ごみ排出の有料化と同時に戸建て住宅で戸別収集に切り替えた。沼津市でも有料化も考えている(P41) ようなので、その場合は戸建て住宅での戸別収集も考えてはどうか。</p>	<p>市では現在、高齢者（70歳以上）のみの世帯や家事援助を受けている障害者のみの世帯で、粗大ごみの搬出が困難な世帯を対象に戸別収集しています。今後は、廃棄物やリサイクルをめぐる社会情勢を注視しながら柔軟に対応してまいります。</p> <p>家庭ごみの有料制については近隣市町の動向やごみ量の変化などを考慮して検討してまいります。</p>	無
6	<p>海岸漂着ごみ (P50) 海岸漂着ごみについては、ポイ捨てをしない意識付け、市民による海岸清掃の協力への呼びかけや、以前行われていたような漂着ごみ回収のためのイベント開催など</p>	<p>ごみのポイ捨てについては、各地域から推薦された環境美化指導員によるパトロールや指導、ポイ捨て禁止に関する啓発活動が行われています。また、漂着ごみについては、海岸周辺の自治会による海岸一斉清掃や各ボラ</p>	無

番号	意見の概要（要約）	市の考え方・対応	修正の有無
6 (続き)	<p>が必要ではないか。漂着ごみの適正処理に努めるとあるが、流木などはどのような処理方法が適切か。市民が海岸清掃をする場合、いつも流木はそのまま放置しているが、適正な処理方法を明確にしていきたい。少しずつ一般ごみに混ぜて焼却すればよいのではないか。</p>	<p>ンティア、企業による海岸清掃なども行われている状況です。</p> <p>なお、漂着ごみについては、関係法令に基づき海岸管理者が適切に対応することとなっており、市の焼却施設では大きな流木は処理できませんが、焼却が可能な細い枝や葉の焼却処理を行っています。今後とも、海岸の清潔の保持に努めてまいります。</p>	
7	<p>小型家電のリサイクル（P47）貴重な金属資源が含まれているとして小型家電のリサイクルが行われているが、何を回収するかは自治体によって異なる。沼津市の場合は10種類程度のごく限られたものしか回収されないが、他市ではかなり多種類の小型家電品が回収される。処理業者を選定して、より多くのものを回収できるようにしていきたい。</p>	<p>本市が行う小型家電の拠点回収は、小型家電リサイクル法の対象品目の中から、有用金属が多く含まれ、かつ回収効率の良いものを選定し、10品目を対象としております。小型家電の拠点回収の対象外となっている、家庭で使用されていたプリンタ、ビデオ機器については、埋め立てごみの日に収集し、リサイクル業者に引き渡しています。</p>	無
8	<p>未処理人口を減らすにあたり、下水道接続または合併処理浄化槽への入替が条件になるかと考える。</p> <p>以下のような事情は、すべて考慮されていると思うが、実情に合わせた適切な排水処理方法を、柔軟に選択出来るようお願いしたい。</p> <p>○少子化などによる市民の減少 人口減少による税収の減少 人口が減っていく中で、下水道接続人口を増やしていく手法の是非について</p> <p>○下水道整備の費用対効果 すでに下水道が整備されている区域について、経年劣化などの修繕費用は、どのような状況なのか？</p> <p>○合併処理浄化槽の適切な維持管理 適切な維持管理がなされている合併処理浄化槽は、なるべく下水道に接続しなくて済むような手法の検討</p> <p>○新型コロナウイルスの影響 市民の経済状況、企業の経営状況が、税金の使用用途へ与える影響と、令和3年度以降の税収の見通し</p>	<p>下水道行政の目的は、公衆衛生の確保、生活環境の改善及び公共水域の水質保全をすることで、浄化槽行政とほぼ共通しており、平成26年度には、それぞれ異なる所管省庁から共同で早期整備方針が示されました。これを受け、本市においても令和12年度末の生活排水処理率92%を共通の目標として掲げ、それぞれ取り組みを進めているところでございます。</p> <p>また、下水道、浄化槽の役割分担としましては、下水道が計画されてから長期間未整備のままとなっている地域などについて、経済比較や住民等のご意見を考慮したうえで、平成29年度に下水道の対象エリアを見直し大幅な縮小を行ったところでございます。</p> <p>しかしながら、現状では法令により下水道エリア内においては、下水道本管整備後に沿線の皆様には、たとえ管理が適正にされた浄化槽であっても例外なくすみやかに接続していただくこととなっており、選択制とすることは難しいと考えております。</p> <p>ただし、エリアの見直しによる役割分担については、国の方針や社会情勢の動向等に合</p>	無

番号	意見の概要（要約）	市の考え方・対応	
8 (続き)		<p>わせ柔軟に対応する必要があると考えております。汚水処理施設の早期整備を目指す一方で、本市の下水道事業は、沼津駅を中心とする区域で昭和42年に建設に着手しており、初期に設置した管路が平成30年に耐用年数となる50年を超え、今後、本格的な更新時期を迎えようとしております。また、現在管理している7つの処理場につきましても同様であるため、経年劣化による不具合が一斉に生じ、下水処理に支障が生じることのないよう、計画的な維持管理のための改築更新計画を長期・短期に分けて策定したところでございます。このことから、今後は経年劣化による修繕費用に加え計画的な改築更新を行う必要があります。</p> <p>下水道事業は、公営企業会計として主に下水道使用料収入による自主運営を基本としており、人口減少による水道使用量の減少の中においても、普及率や水洗化率（下水道への接続率）の向上により、使用料収入は概ね微増で推移することを想定しています。今年度策定中（公表4月予定）の沼津市下水道事業経営戦略に基づき、経営の健全化を図りながら将来につながる持続可能な経営に努めてまいります。また、現状では、下水道事業についてコロナウイルスの影響は見られないものの、今後の感染状況等に注視していきたいと考えています。</p>	